

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会 議事概要（令和2年7月17日開催）

| 項目                              | 意見の概要  | 回答  |
|---------------------------------|--|---|
| <p>特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例について</p> | <p>● 現状の制度や体制においては、特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会において協議や検討された内容を把握しないまま、各部会において分析・調査を行わなければならない場合が存在する。</p> <p>対象種のみ保護管理を実施するだけでなく、他の動植物も含む地域の生態系全体を勘案しながら保護管理は進められるべきであるため、以下の点について対応をご検討いただきたい（いずれかの対応で十分と考えます）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員からの部会員の選出</li> <li>・ 各部会（できれば部会長）から特定鳥獣保護管理検討・評価委員会へのオブザーバー参加</li> <li>・ 特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会における議事録や協議事項等の各部会への情報提供</li> </ul> <p>この件については、条例に記載する必要はありませんが、親委員会と部会での更なる情報共有の強化について、対応をお願いします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員の次期改選時には、親会委員からイノシシ部会兼任の委員を選出するよう調整して参ります。</li> </ul>  |
| <p>イノシシ管理事業実施計画について</p>         | <p>● 実績と評価の詳細について（被害額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮城県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）においては、管理目標を農業被害の半減とされているが、単に農業被害額を記載して達成の可否とするのではなく、可能な限り別紙等で被害額の減少要因や実施した管理手法等を記載していただきたい。</li> <li>・ 目標達成後の次期ビジョンを示していただきたい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後は、被害額のみならず、その増加（減少）要因等についても可能な限り検証するよう努めます。</li> <li>・ また、次期ビジョンについては、令和4年度以降の次期管理計画における検討課題とさせていただきます。</li> </ul> |
|                                 | <p>● 被害防除対策について（人材育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材育成について詳細が記載されている点はとても評価できる。</li> <li>・ ただし、事業担当者1名の研修会派遣だけにとどまらず、農業の専門技術員や改良普及員、環境の自然保護監視員のようない人材の育成についても継続していただきたい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部局において、農水省や環境省主催の研修会への職員派遣等のほか、県庁や地方機関主催による鳥獣被害対策研修等を通じ、引き続き人材育成に努めます。</li> </ul>                                   |

| 項目 | 意見の概要   | 回答   |
|----|---|--|
|    | <p>● 個体数管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該年度の話ではないが、恐らく個体数調整による捕獲が有害鳥獣捕獲に組み込まれた経緯について機会があればご説明いただくと共に、同一の捕獲従事者の捕獲根拠の読み替えにならないように留意していただきたい。</li> <li>・ そういった点では、捕獲実績を見る限り、指定管理鳥獣捕獲等事業では捕獲数の純増に繋がっているように見られる。更なる効率的かつ集中的な捕獲を図っていただきたい。</li> <li>・ 市町村への権限移譲については全国的に進んできているため、市町村の意向も聞きながら、権限移譲を進めていただきたい。</li> <li>・ ただし、ツキノワグマ等の錯誤捕獲への対応などが必要な場合もあり、人材育成や放獣体制の整備を行うなど、市町村への支援を継続していただきたい。</li> <li>・ 捕獲個体の放射線物質検査を継続していることは評価できる。利活用の困難な状況であることから、捕獲強化に伴う捕獲個体の処分負担増や不十分な埋設等の問題が生じないよう、捕獲従事者の負担軽減についても検討や記載をしていただきたい。</li> <li>・ 豚熱（CSF）の感染状況調査など、従来実施している対応についても、しっかりと記載していただきたい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以前は環境省の基本指針に従い、管理計画区域内の捕獲は個体数調整として計上していましたが、許可証としては有害鳥獣捕獲で発行していたので、有害鳥獣捕獲に計上し直したものです。</li> <li>・ 指定管理鳥獣捕獲等事業については、引き続き、効率的かつ集中的な捕獲に努め、捕獲圧の強化を図ります。</li> <li>・ また、イノシシの有害捕獲許可については、既に県条例で全市町村に権限移譲済みとなっております。</li> <li>・ 放射性物質検査や豚熱感染状況調査についても、今後も継続して実施すると共に、資料等への記載についても検討して参ります。</li> </ul> |
|    | <p>● 評価の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画時に「～を推進する」、実績として「～を推進した」、評価として「～の目標を達成できた」と言うような単純な記載が多い。別紙や参考資料などを用いて、より詳細な分析や評価と達成後の次期の目標の設定について丁寧な情報公開を心がけていただきたい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も、より詳細な分析や評価を行い、次期管理計画の策定を図って参ります。</li> </ul>   |
|    | <p>● 管理目標・・・被害防除対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標設定には苦慮されていることは十分理解できるが、過去3年間の被害額の平均を下回るだけでは、被害額の高止まりが起こってしまう可能性がある。基準年を設けるなど、他の目標も併せて設定するなど、検討できないか？</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次期計画において、目標設定のあり方を検討させていただきます。</li> </ul>   |

| 項目 | 意見の概要  | 回答   |
|----|--|--|
|    | <p>●管理目標について・・・個体数管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な目標数値を設定するなど評価が持てる。また実績において捕獲手法を記載するなど、適正管理が期待できる</li> <li>ただし、イノシシの場合には繁殖個体や加害個体の捕獲を強化する必要があり、学習個体を生み出さない捕獲など、数だけではなく捕獲の質とそのための人材育成や捕獲従事者の負担軽減については配慮が必要と思われる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲の質の向上については、捕獲従事者を対象にした捕獲技術研修会を開催するなど、引き続き人材育成に努めて参ります。</li> </ul>   |
|    | <p>●資源活用および残渣の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豚熱（CSF）のモニタリング等については各地域で実施されていることから、自然環境課だけではなく、畜産関係の部署等との連携も検討していただきたい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>豚熱のモニタリング調査は畜産部局において実施しているところですが、今後も連携しながら調査を実施して参ります。</li> </ul>   |
|    | <p>●市町村実施計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>詳細まで記載している市町村も多く、適正な保護管理に努められている状況が理解できる。</li> <li>根拠法などの状況は異なるが、市町村が策定する被害防止計画との整合性について、確認していただきたい。</li> <li>地域によっては被害状況や対策状況が異なる上、各市町村での人材育成等の活動も担当者の負担が大きいと考えられるため、広域協議会等による活動の推進や既に広域で対応している場合の記載などもご検討いただきたい。</li> <li>個体数管理の目標を達成していない市町村が散見されるが、たとえ目標頭数に達していない場合でも、農業被害軽減のために農地周辺（耕作放棄地や林縁部など）で捕獲できているか、捕獲機材の導入や従事者の育成確保が進められているかなど、多角的に当該地域の捕獲の評価分析を進めていただきたい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村実施計画については、作成段階で市町村鳥獣被害防止計画との整合性に留意するよう各市町村に依頼しているところですが、今後も引き続き確認しながら作成して参ります。</li> <li>また、広域活動や捕獲の詳細な状況など、可能な限り詳細に記載し、評価・分析するよう各市町村に依頼します。</li> </ul> |
|    | <p>●県実施計画と市町村実施計画との関係性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県と市町村の実施計画は①それぞれ別途作成し整合性を取る形に調整、②県で計画を策定し、市町村に捕獲数等の割り振りを実施、③市町村で実施計画を策定し、その積み上げとして県計画に反映、のいずれの形を取っているのか</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>③の方法で作成しています。</li> </ul>  |
|    | <p>●昨年度の親委員会および部会での意見等への対応状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内の捕獲状況や被害発生状況に合わせた捕獲圧のかけ方について（県南地域のさらなる捕獲強化策など）</li> <li>捕獲および被害額の対策効果の検証や分析について（捕獲数の増加と被害額の軽減効果の関係や地域における総合的な対策の効果検証）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲圧のかけ方については、令和2年度の指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲目標頭数を前年比2,640頭増となる3,600頭とし、特に仙南地域における</li> </ul>  |

| 項目                              | 意見の概要   | 回答   |
|---------------------------------|---|--|
|                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲個体の適正処理および処分負担の軽減策について</li> <li>・ 被害額の軽減目標設定の再検討について（過去3年間の被害額の平均を下回るだけでは高止まりの可能性もある、親委員会での耕作放棄地の増加による被害額の見掛け上の減少の可能性についても十分な分析や回答は得られていないと思われる）</li> </ul> <p>上記のような検討・評価委員会および部会で協議された内容については、出来る限り反映していただく、反映できていない場合にはそれに代わる対応方針や対応困難な理由などを記載していただくなど、協議事項に対するリアクションを示していただきたいと思えます。</p> <p>また、昨年度の部会での意見への対応の一環としてイノシシに関する各種データ（資料1）のご提示など、丁寧なご対応にお礼申し上げます。</p> | <p>捕獲を強化していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲個体の適正処理等については、農水省交付金等を活用し、市町村における処理施設等の整備を支援しています。</li> <li>・ 被害額の軽減目標については、時期管理計画において、目標設定等のあり方を検討して参ります。</li> </ul> |
| 指定管理鳥                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来年度は是非、有害、認定事業については特に錯誤捕獲報告を義務付けていただきたい。短径12cmのくくり罠であってもツキノワグマの錯誤捕獲は十分起こりうる上に、荷重が小さくても作動する罠を使用した場合、イノシシ以外の中型哺乳類を大量に錯誤捕獲している可能性がある。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度事業からは、錯誤捕獲の記録について受注者と検討して参ります。</li> </ul>  |
| 獣捕獲等事業（イノシシ）令和元年度評価報告書及び令和2年度実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回、ベイズ推定の結果2018年度の個体数推定結果が中央値で35549頭と推定され、2023年までに生息頭数を半減させるには、捕獲率を2.1倍にする必要があるとされている。現時点の捕獲頭数は捕獲の年度目標値を大きく達成しているが、このベイズ推定から推定される目標値を十分満たしているとは考えにくい。来年度の捕獲目標値については今年の結果を見ながら、科学的な根拠をもって決定すべきと考える。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状では、狩猟、有害捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業のうち、有害捕獲については各市町村からの報告値の積み上げで計上していますが、より科学的捕獲目標設定のあり方について、今後も検討して参ります。</li> </ul>                                   |
| 計画について                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5kmごとのハンターマップのメッシュごとの生息密度に対する捕獲圧が偏っていないか、県全域を全体の頭数で評価するのではなく、エリアごとに精査しながら地域別の捕獲戦略を立てる必要があると思われる（CPUEがある程度正確な値と考えられるなら、CPUEの減少や増加の割合を示すGIS地図をいれて、捕獲頭数と比較することも大切である）。</li> </ul> <p>現在、すでに高密度となっている県南エリアと現在分布が拡大しつつある県北エリアでは異なる戦略が必要と考えられ</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5kmメッシュ毎のCPUEの変動等も把握はしているもののまだデータ数が少ないため、今後もデータの蓄積に努め、より細かい地域毎の戦略について検討し</li> </ul>   |

| 項目 | 意見の概要  | 回答  |
|----|--|---|
|    | <p>る。</p> <p>県南エリアではすでに個体数が増えていることから、捕獲数はある程度確保できていると思われるが、捕獲されている個体の中身がとて重要になる。たとえば、きちんと成獣メスを捕獲しているか（ウリボウばかりを捕獲していないか）、あるいは、CPUE を調べる狩猟カレンダーから、捕獲失敗が起きていないかなど、を検証しておく必要がある。捕獲失敗によって、スレ個体を増産してしまうと、その個体は、捕獲失敗した狩猟とは別の猟法以外の方法でないと捕獲が困難になることから、生息密度を減らそうとする場合、大きな障害となりうる。</p> <p>一方、県北の生息数が少ないエリアでは個体数をたくさん獲る戦略ではなく、生息密度が低い状態でも捕獲ができる狩猟者による捕獲を行う必要がある。特に、電気柵を設置したエリアでは、そのエリアを避けてイノシシが分布拡大することが予想されるので、電気柵の設置とイノシシの分布拡大を阻止する捕獲を同時に計画しながら入れていかないと県内の分布を拡大することになってしまうため、注意が必要である。</p> | <p>ていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、出猟カレンダー等の集計によりメス成獣の捕獲状況や、地域毎のCPUE等についても引き続き把握に努めて参ります。</li> </ul>   |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>くくり罠による捕獲が今後も増加することが予想されるが、狩猟者については単なる捕獲頭数ではなく、捕獲率（何台・日罠をかけてその内何頭捕獲が成功しているか）の数値もきちんと検証し、高い捕獲技術を持つ捕獲者が日常的に有害鳥獣捕獲業務に携われるシステムの構築を今から模索しておく必要があるだろう。そのためにもくくり罠を用いて捕獲ができる技術者の育成を早期に開始すべきである。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>出猟カレンダー等の集計によりCPUEの把握に努めると共に、捕獲従事者を対象にした捕獲技術研修会を開催するなど、引き続き人材育成に努めて参ります。</li> </ul>  |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>今回イノシシのベイズ推定には、どのような指標を用いて行っているか、推定の方法の詳細のデータを見せてほしかった。</li> </ul> <p>推定結果のグラフを見ると95%の信頼区間が非常に大きくなっていることから、もし、ベイズ推定の推定精度が低いのであれば、痕跡調査やCPUEの数値の推定に加え、自動撮影カメラを用いて撮影率を加えると推定精度が上がるのではないかと考える。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>指標は、狩猟捕獲数、許可捕獲数、銃猟登録者1人あたりの捕獲数、出猟カレンダーのくくりわなCPUE及び銃猟SPUEの計5項目を用いています。</li> <li>より精度の高い推定方法になるよう、指標については今後も検討して参ります。</li> </ul> |